

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき予防接種事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む。以下同じ。)の実施に関する事務 (2) 予防接種の給付の支給に関する事務 (3) 予防接種の実費の徴収に関する事務 (4) 予防接種の記録の作成
③システムの名称	1 番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表14及び126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153及び154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29及び153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部健康推進課 ・ 次世代育成部子育て支援課
②所属長の役職名	健康推進課長 ・ 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 0566-23-8877
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課 (保健センター) 0566-23-8877

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行ったうえでマイナンバー登録を行っていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	地域健康支援システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する番号連携システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第13条	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 12の2、12の3、13、13条の2	事後	
平成29年4月1日	I 5. ①部署	福祉健康部健康課	福祉健康部健康推進課・次世代育成部子育て支援課	事後	
平成29年4月1日	I 5. ①所属長	健康課長 岩見 真人	健康推進課長 岩見真人・子育て支援課長 井上治	事後	
平成29年4月1日	I 7. 請求先	刈谷市役所福祉健康部健康課(保健センター)	刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター)刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保健センター)	事後	
平成29年4月1日	I 8. 請求先	刈谷市役所福祉健康部健康課(保健センター)	刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健センター)刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保健センター)	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	健康推進課長 岩見真人・子育て支援課長 井上治	健康推進課長 大西裕子・子育て支援課長 井上治	事後	
平成31年4月10日	I 4. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 12の2、12の3、13、13条の2	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、16の3、17、18、19の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の2の2、12条の3、13条、13条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2	事後	
平成31年4月10日	I 5. ②所属長の役職名	健康推進課長 大西裕子・子育て支援課長 井上治	健康推進課長 ・ 子育て支援課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月8日	I 1. ③システムの名称	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム	事後	
令和2年4月8日	I 4. ②法令上の根拠	1(1)16の2、16の3、17、18、19の項	1(1)16の2、17、18、19の項	事後	
令和2年4月8日	I 4. ②法令上の根拠	2(1)12条の2、12条の2の2、12条の3、13条、13条の2	2(1)12条の2、12条の3、13条、13条の2	事後	
令和3年3月12日	I 1. ②事務の概要	予防接種法に基づき予防接種事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)予防接種の実施に関する事務 (2)予防接種の給付の支給に関する事務 (3)予防接種の実費の徴収に関する事務 (4)予防接種の記録の作成	予防接種法に基づき予防接種事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む。以下同じ。)の実施に関する事務 (2)予防接種の給付の支給に関する事務 (3)予防接種の実費の徴収に関する事務 (4)予防接種の記録の作成	事後	
令和3年3月12日	I 3. 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10、93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 10条、67条の2	事後	
令和3年3月12日	I 4. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2、59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	I 4. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の 2、 59条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2、59条の2	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の 2、 59条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2、59条の2	事後	
令和4年4月28日	4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対 策は十分か[十分である]	事後	
令和5年4月12日	I 4. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の 2、 59条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2、59条の2	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2	事後	
令和6年4月1日	I 7. 請求先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健セン ター) 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保 健センター) 電話番号 0566-23-8877	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健セン ター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保 健センター) 0566-23-8877	事後	
令和6年4月1日	I 8. 連絡先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健セン ター) 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保 健センター) 電話番号 0566-23-8877	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課(保健セン ター) 0566-23-9559 刈谷市役所次世代育成部子育て支援課(保 健センター) 0566-23-8877	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム	1 番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下「番 号法」とい う。)第9条第1項及び別表第1の10、93 の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令 で定める事務を定める命令 10条、67条の 2	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)別表14及び126の項	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 16の2、17、18、19、115の2の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第2の 主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 12条の2、12条の3、13条、13条の2 (2)情報提供の根拠 12条の2、12条の2の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表25、26、153及び154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表25、27、28、29及び153の項	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)別表14及び126の項	番号法別表14及び126の項	事後	